

財団法人尼崎緑化協会設立趣意書

尼崎市は、全国屈指の工業都市として発展してきましたが、工業都市としての性格から緑が少なく、従来からこれに対する市民の願望も強いものでありました。

特に、昭和41年10月8日には、市民各層の代表によって尼崎市民憲章が制定され、その項目の中に「わたくしたち尼崎市民は、環境をととのえ花と緑をそだてきれいな町をつくりましょう。」が定められました。

このような市民の願いに呼応して尼崎市では、昭和42年「緑を育てる尼崎」のスローガンを市政の重点政策として掲げ、私達の住居を、公園・学校などの公共施設を、そして職場を緑で包み、美しい都市づくりを実現しようと、この施策を協力を推進してきました。

また、昭和27年市民の手で設立された尼崎緑化協会も逐年事業内容を拡充し、工場緑化、ふるりの森づくり、展示会、各種講習会等を行い、尼崎市政の重点施策の推進に協力してきました。

その中で、緑化行政に深い関心と情熱をもち、生前尼崎緑化協会長として活躍され、また、市民憲章制定の市民代表でもあられた故樽谷富蔵氏は、昭和51年12月に御逝去された際に、遺言により、緑豊かな尼崎を願い、資産のうちから5,000万円を尼崎市に寄附されました。

尼崎市と尼崎市緑化協会は、この故人の意志を尊重し、市民が一体となって花と緑を育て、明るく豊かでうるおいのある町づくりを推進するため、ここに財団法人尼崎緑化協会を設立しようとするものであります。

設立者代表

尼崎市長 篠田隆義

法人名称の変更について（方針）

- 1 現在の名称 尼崎緑化協会
- 2 変更後の名称 尼崎緑化公園協会

3 名称変更する経緯と目的

当協会の名称は、現在の法人の前身である任意団体尼崎緑化協会が設立された昭和27年から引き続き使用してきたものである。当時は戦災で焦土と化した尼崎市の緑化を願い、尼崎商工会議所を中心に各種団体が参加し、市民運動として緑の羽根運動や記念植樹等を通じた緑化思想の普及を呼び掛ける活動を行っていた。また昭和53年に初代会長樽谷富蔵氏の遺志による寄附などを基本財産として財団法人化された後も、普及啓発冊子の発行や講習会・展示会・緑化大会の開催、保護樹木の保全等緑化普及啓発活動の幅を広げて取り組んできたことから、緑化協会の名称は、その活動のシンボルとして相応しいものであった。

昭和59年に事務所を商工会議所から都市緑化植物園（上坂部西公園）緑の相談所に移し、それと併せて尼崎市から上坂部西公園の保護育成業務を受託して独立した組織の確立がなされたわけであるが、これを契機に特色ある公園の保護育成業務を順次受託して基盤の強化を図り、平成6年度には管理する特色ある公園が14ヵ所に増加した。これにより公園管理業務は、当協会の業務として重要な位置付けになった。

平成21年度には尼崎市の契約方法の見直しにより「特色ある公園」から「緑化普及啓発フィールド公園」へと整理が行われ、公園数は半数に減少したものの緑化普及の場としての公園管理の重要度は更に高まっている。

このため、この度の公益法人移行と併せて新たに制定する定款の事業規定には「公園緑地等における都市環境緑化推進のための普及啓発及び利用促進」の一号を定めていくことを理事会においても取り決めたところであるが、これは当協会の新制度での公益法人設立を契機に、公園管理に対する考え方を現行寄附行為の事業規定にある「尼崎市からの受託業務」として捉える受け身のものから、「公園を活用した普及啓発から利用促進まで」として、より主体的な活動の場と捉え、普及啓発活動の基盤として位置付けていくことを改めて意思表示したものである。

従って、この度法人名称についても任意団体あるいは財団設立時の事業活動と大きく変遷してきている実態を表す象徴として、名称中に「公園」の一語を含めたものに改めることにより、先に示した公園管理事業が市民協働の普及啓発事業などと並ぶ当協会の主要事業であり、公益法人制度における公益目的事業であることを対外的にもより明確に印象付けていくことを目的とする。

4 変更予定時期

新制度での公益財団法人設立登記の日から（平成24年4月1日予定）